

## 青森県教育委員会第826回定例会会議録

- 1 期 日 平成29年11月8日(水)
- 2 開 会 午前10時30分
- 3 閉 会 午前10時45分
- 4 場 所 教育庁教育委員会室
- 5 議事目録  
議案第1号 青森県スポーツ推進審議会委員の人事について・・・・・・・・原案決定  
そ の 他 青森県いじめ防止基本方針の改定について
- 6 出席者等
  - ・出席者の氏名  
豊川好司、町田直子、中沢洋子、野澤正樹、中村充(教育長)
  - ・欠席者の氏名  
杉澤廉晴
  - ・説明のために出席した者の職  
和嶋教育次長、西谷参事・教育政策課長、安田参事・教職員課長、児玉参事・学校施設課長、村元職員福利課長、一戸学校教育課長、渡部生涯学習課長、相坂スポーツ健康課長、増田文化財保護課長、佐藤高等学校教育改革推進室長
  - ・会議録署名委員  
中沢委員、野澤委員
  - ・書記  
小舘孝浩、中舘大輔

## 7 議 事

### 議案第1号 青森県スポーツ推進審議会委員の人事について

(相坂スポーツ健康課長)

スポーツ基本法及び青森県スポーツ推進審議会条例の規定に基づいて委嘱している、青森県スポーツ推進審議会委員の任期が、平成29年11月12日をもって満了するので、新たに17名の委員を委嘱するものである。

同審議会は、教育委員会の諮問に応じ、本県のスポーツ推進計画やその他スポーツの推進に関する重要事項を調査審議する機関として設置されている。今回委嘱する委員のうち、新任は、川畑智子氏、齋藤和香美氏、松本範子氏、目澤伸一氏、渡邊陵由氏の5名で、伊藤武男氏ほか11名は再任である。

なお、渡邊陵由氏は、公募により選考した委員である。

また、委員の任期は、平成29年11月13日から平成31年11月12日までの2年間である。

(豊川委員長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第1号については原案のとおり決定する。

### その他 青森県いじめ防止基本方針の改定について

(一戸学校教育課長)

資料の「1 経緯」を御覧いただきたい。今回の改定に当たっては、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が本年3月に改定されたことを踏まえ、市町村や青森県いじめ防止対策審議会から御意見をいただきながら、改定案を作成した後、パブリック・コメントを実施した。

「2 パブリック・コメントの結果」を御覧いただきたい。8月28日から9月27日までパブリック・コメントを実施したところ、2名から2件の御意見をいただいた。

寄せられた意見については4ページにまとめているので、御覧いただきたい。1つ目の御意見は、既に基本方針の中に同じような考え方や趣旨を記述していることから「記述済み」とし、2つ目は、加除修正を求めるものではない「その他の御意見」であった。

「3 青森県いじめ防止基本方針」は、10月31日付けで改定案のとおり改定し、同日に県立学校及び市町村教育委員会をはじめとする関係者へ通知した。また、11月1日には、定例記者会見において、知事が基本方針の改定を公表したところである。

改定後の基本方針は別添のとおりになるが、「4 主な追加・変更点」について御説明する。まず(1)のいじめの定義について、改定前はいじめからけんかを除くこととしていたが、改定後は、けんかであっても、しっかり調査して対応するよう明確にしている。

(2)として、県が実施すべき取組に、いじめに悩む児童生徒一人一人の心情に寄り添って支援するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを積極的に活用することを明記している。

さらに(6)では、いじめ防止対策には、家庭、地域及び関係機関等における取組も重要であることから、「地域において子供を温かく見守る環境づくりを進め、子供の孤立感の解消や明るく前向きに未来へ進んでいく気持ちの醸成を図ること」を掲げている。

最後に「5 今後のスケジュール」について、(1)として、各県立学校に対しては、平成30年3月までに学校いじめ防止基本方針の見直しを行うよう指示して参りたい。ま

た、市町村教育委員会に対しては、各市町村の基本方針の見直しや所管する小・中学校の職員に対する周知をお願いしたところである。(2)として、学校のいじめの未然防止や早期発見から事案対処までの対応をまとめた「いじめ問題対応マニュアル」(仮称)を平成30年度に作成・配布し、いじめ防止対策の更なる充実を図ることとしている。

(野澤委員)

パブリック・コメントのNO.2に「机上の空論とならないよう関係機関に対し本方針の周知を徹底し、それぞれの関係機関が一体となって積極的にいじめ防止に取り組むことを期待する」とあり、積極的に推進していかなければならないと思う。

「いじめ」はネガティブな言葉になるが、子どもたちを温かく見守る環境を構築することが大事であり、教員、保護者、地域が一体となって、子どもたちを見守り、いじめを防止していくような対策を取っていただきたい。子どもたちの心のケアに十分注意しながら、基本方針に基づいて進めていただきたい。

(町田委員)

一番の当事者は子どもである。子どもたちに「自分達は守られている。」「このような行動をすれば良い。」など伝わるようにしっかり指導していただきたい。子どもたちが安心して通学できるような環境を作っていただきたい。

(中沢委員)

子どもだからけんかをすることもあると思うが、基本方針の中でけんかであっても調査していくことになり、子どもらしさといじめ対応との狭間で複雑な思いでいる。現場の教員たちは、これだけに囚われるのではなく、子どもたちをどう育てていくのか広く考え、子どもたちに寄り添っていただきたい。

(豊川委員長)

パブリック・コメントのNO.1に「教員が毅然とした態度で指導するなどの厳格な対応が明記されているが、いじめはそうした対応で解決するほど単純ではない」という旨の意見があるが、これについて県教育委員会の考え方として付け足すことはあるか。

(中村教育長)

出席停止などは制度としてある。いじめの実態がこれに該当するものなのかどうか確認し、真に必要な場合は行使することができるものとしているものである。子どもたちの成長につながるよう教育委員会が判断していただき、県教育委員会としてもその判断を見極め支援して参りたい。

(一戸学校教育課長)

児童生徒それぞれの状況に合わせ、厳格に対応すべきところは対応しつつも、児童生徒の背景を踏まえて見守りながら支援するという視点を併せ持っている。いじめの未然防止、早期発見、事案対処という流れで適切な指導について周知して参りたい。

(豊川委員長)

いじめの問題は、学校にとっても、社会にとっても重要な課題である。県のいじめ防止基本方針が、学校、市町村教育委員会及び関係機関にしっかりと周知され、基本方針に掲

げられた取組が確実に実行されるよう、学校等に対して丁寧な説明と支援を行っていただきたい。着実な取組で子どもたちを導き、いじめの抑止につなげていただきたい。厳しさと思ひやりが必要と思うので、子どもたちに伝わるようお願いしたい。

(豊川委員長)

何か質問、意見はあるか。なければ青森県いじめ防止基本方針の改定については了解した。